

大陸棚限界委員会の任務と実行

一島に関する国家間の見解の相違への対応を例として一

はじめに

1 CLCS の任務

- (1) 条約上の規定
- (2) CLCS 手続規則
- (3) CLCS のこれまでの活動

2 申請の類型—他国との関係から見た場合—

- (1) 南シナ海沿岸諸国による申請と予備的情報
- (2) 日本の申請

おわりに

はじめに

国連海洋法条約（以下、条約）第76条は、沿岸国は自国領土からの地形・地質のつながりについて大陸棚限界委員会（Commission on the Limits of the Continental Shelf; 以下、CLCS）の勧告により認められると、200海里を超えて大陸棚を延長できる旨定めた規定である。沿岸国の沖合にその国の領土である島がある場合、その島を基点として200海里を超えて大陸棚を延長できるため、自国の大陸棚を延長したい国にとって、島は重要な意味を有する。また、海岸線が向かい合っている国（以下、相対国）または隣り合っている国（以下、隣接国）との間で、島の領有権に関して、あるいは島周辺の海域での境界画定に関して見解の相違がある場合には、各々の国からの大陸棚延長エリアが重複しうるため、より重要性を増す。他方、CLCSは、島の領有権や関係国間の境界画定に関して国家間で見解の相違がある場合、関係規定にもとづき審査を保留する。

本稿では、CLCSの任務について条約その他の規定を確認した上で、



井内 由美子
(海洋政策研究財団研究員)



臼井 麻乃
(海洋政策研究財団研究員)

これまでに提出された大陸棚延長申請に関し、申請に含まれている島について他国が異議を表明した事例をいくつか取り上げ、CLCSがいかなる対応をとっているのか検討する。

1 CLCS の任務

(1) 条約上の規定

大陸棚¹とは、沿岸国の陸塊が領海の外側の海面下まで延びている部分の海底およびその下であり、沿岸国の陸塊が領海基線から200海里まで延びていない場合には、200海里までの海底およびその下の部分であると条約第76条1項は規定する。沿岸国の陸塊が200海里を超えている場合には、地形・地質が陸塊からつながっている科学的根拠をCLCSに提出し、CLCSが勧告を行うと、その勧告に基づいて沿岸国は自国の大陸棚として設定することができる（第76条8項）。沿岸国は、大陸棚に存在する資源の探査・開発等に関し、主権の権利を行使できる（第77条1項）。

CLCSの任務は、条約附属書Ⅱ第3条1項に規定されており、200海里を超える大陸棚延長に関して沿岸国が提出した科学的・技術的データを検討し勧告を行うことおよび沿岸国からの要請がある場合にデータの作成に関して助言を与えることである。

一方、条約第76条10項および附属書Ⅱ第9条では、条約第76条の規定およびCLCSの行為は、相対国または隣接国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではないと定められている。これは、条約第83条で、相対国または隣接国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際法に基づいて合意により行うと規定されていることの帰結である。CLCSは国家間の境界画定に影響を及ぼさないという責務は、「根源的責務 (fundamental duty)」²であり、

1 大陸棚という言葉には、地形的な意味と法的な意味の2つがあるが、本稿では条約により規定される大陸棚、すなわち後者の意味でのみ用いる。大陸棚およびCLCSに関する説明として、海洋政策研究財団ウェブサイト「大陸棚の延長とは何か」(<http://www.sof.or.jp/tairikudana/>)を参照。以下、特段の断りがない限り、脚注に記した各サイトへの最終アクセスは2012年8月30日である。

2 B. Kwiatkowska, "Submissions to the UN CLCS in cases of Disputed and Undisputed Maritime Boundary Delimitations or Other Unresolved Land or Maritime Disputes of

それゆえ CLCS 自身が当該責務に反しないことを確保するために、以下に見るとおり、自らの手続規則において、詳細な規定を設けている。

(2) CLCS 手続規則

CLCS は 1997 年に設立された³後、順次、手続規則 (Rules of Procedures) を作成した⁴。この手続規則の内容は、会期、委員の要件、議事運営、沿岸国から提出された申請の審査の仕方⁵等多岐にわたっているが、境界画定の問題に影響を及ぼさないことに関し、以下の規定を置いている。

規則 46 は、相対国または隣接国の間における大陸棚の境界画定に関し紛争がある場合、あるいはその他の未解決の領土または海洋の紛争がある場合、手続規則附属書 I にもとづき申請は提出され検討される旨規定している。そして附属書 I は、紛争がある場合、CLCS がどのように申請を扱うかについて詳細な規定を置いている。

附属書 I 第 2 項では、相対国または隣接国の間における大陸棚の境界画定に関し紛争がある場合、あるいはその他の未解決の領土または海洋の紛争がある場合、CLCS は (a) 申請を行う沿岸国によって当該紛争について通知を受け、かつ、(b) 当該沿岸国によって申請が国家間の境界画定に関する問題に影響を与えるものではないことを可能な限り保証されるものとする、と規定している。

同第 3 項では、沿岸国は、他国との境界画定に影響を与えないようにするため、自国の大陸棚の一部について申請を提出することができると規定している。この規定を踏まえて提出される申請は、部分申請 (partial submission) と呼ばれている。

同第 4 項では、複数の沿岸国は、当該国の間の境界画定に関係しないという合意、または当該合意に関係しない国との境界画定に影響を与えない範囲を測地学上の座標により示した上で、共同で、または別個に申請を行うことができると規定している。共同で提出される申請は共同申請 (joint submission) と呼ばれている。

同第 5 項(a)では、領土または海洋の紛争が存在する場合、CLCS は当該紛争の当事国から提出された申請を審査しないが、全ての紛争当事国の事前の同意がある場合には審査すると規定されている。

(3) CLCS のこれまでの活動

2012 年 8 月 30 日現在、61 件の大陸棚延長申請が提出されている。このうち、CLCS は 18 件について勧告を採択し、6 件の申請を審査中であり、37 件が審査待ちの行列に並んでいる⁶。

また、申請を行う前の段階のものとして提出されている予備的情報は 45 件にのぼる。予備的情報とは、申請の提出期限 (2009 年 5 月 12 日)⁷に間に合わない国 (おもに発展途上国を想定) に対する救済措置として 2008 年 6 月の条約締約国会合において決定されたものであり、申請を行いたい国は、大陸棚延長に関する大まかな情報を完全な内容ではなくても、ひとまず 2009 年 5 月 12 日までに提出すれば、締切に間に合ったことにするという制度である。

大陸棚延長申請を行う国は、CLCS に対し、申請の概要版であるエグゼクティブ・サマリー (以下、ES)、主文書 (科学的な分析に関する文書)、根拠となるデータを提出しなければならない。これは、CLCS 手続規則附属書 III において規定されている。このうち ES のみが公開される資料

Developing States" (2012), p. 7. Available at <http://www.uu.nl/nilos/onlinepapers>

3 条約が 1996 年に発効した後、1997 年の条約締約国会合において CLCS 委員を選出するための第 1 回選挙が実施され、21 名の委員が選出された。CLCS 委員は、地質学、地球物理学または水路学の分野の専門家であることが要件として規定されている (条約附属書 II 第 2 条 1 項)。2002 年、2007 年および 2012 年に改選選挙が実施され、現在は 4 期目の委員が任務を遂行している。

4 改訂を重ねており、現在の手続規則は CLCS/40/Rev.1(2008) に収録されている。

5 申請の審査は、7 名の CLCS 委員から構成される小委員会によって行われる。小委員会は、申請の科学的・技術的な審査を行い (申請国は小委員会の関連手続に参加できる)、勧告案を作成し、その案を書面化したものを CLCS 全体会合に提出する。その勧告案が全体会合において検討された後、必要な場合には修正を加えて採択される。CLCS 手続規則、規則 42 および附属書 III に審査手順が規定されている。

6 沿岸国が提出した申請、他国の意見表明の口上書、その他の CLCS 関連文書はすべて CLCS ウェブサイト (http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/clcs_home.htm) より閲覧可能であるため、本稿では紙幅の制約上、CLCS サイト内の個別の URL を示すことは割愛する。また、CLCS 第 30 会期の審議概要に関して国連広報局発行プレスリリース (SEA/1982, dated August 31, 2012) を参照。

7 条約附属書 II 第 4 条には、沿岸国は関連データを、自国について条約が効力を生じてから 10 年以内に CLCS に提出すると規定されているが、2001 年の条約締約国会合において、データの準備の困難さや準備に時間を要する点等に鑑み、1999 年 5 月 13 日より前に条約が効力を生じた国については、10 年間という期限の開始を 1999 年 5 月 13 日 (CLCS が「科学的・技術的ガイドライン」を採択した日) とすることで合意された (SPLOS/183)。なお、1999 年 5 月 13 日以降に条約を批准したカナダやデンマークは、自国につき条約が発効した日から 10 年以内という規則がそのまま適用される。

であり、沿岸国が提出した後、CLCS のウェブサイトに掲載される。

また、CLCS の会合は原則として非公開で行われるため⁸、申請の審査過程を知ることはできないが、各会期の終了後に発表される CLCS 議長声明には、その会期で何が審議されたかについての記載がある（ただし、審査の手續面に関する記述のみで、審査の実質的内容は含まれていない）。また、審査の結果として CLCS が採択する勧告の要約版は、CLCS のウェブサイトに表示される⁹。

2 申請の種類—他国との関係から見た場合—

上記のとおり、CLCS は、国家間の境界画定の問題に影響を及ぼさないよう、手續規則附属書 I において詳細な規定を置いており、これらの規定を踏まえる形で、沿岸国は様々な種類の申請を提出している。また、多くの沿岸国は、申請を提出する前に境界を接する相対国や隣接国と交渉を行い、それらの国から異議が提起され CLCS が審査を保留するという事態が惹起されるのを防ぐ努力を行っている。こうした努力が実を結ぶか否かは、関係国との利害関係や歴史的経緯等に係るところが大きい。Lathrop によるこれまでの申請の分析¹⁰では、大まかに以下の5つに分類される。(i)境界画定に合意してから、申請を行う場合、(ii)未解決の紛争を除外して、部分申請を行う場合、(iii)未解決の紛争を内包し、共同申請を行う場合、(iv)異議が提起されるのを防ぐため、近隣諸国と事前に協議を行ってから、単独の申請を行う場合、(v)異議が提起されないことの保証を関係国から得ないまま、単独の申請を行う場合である。ただし、実際の状況の複雑性を反映して、1つの申請が複数の類型に該当することもある。

以下では、島をめぐる国家間で見解の相違がある事例について、南シナ海の実例と、日本の申請に含まれている沖ノ鳥島に関する事例を検討する。

⁸ CLCS 手續規則、規則 23。

⁹ CLCS 手續規則附属書 III、11.3 項。

¹⁰ C. G. Lathrop, "Continental Shelf Delimitation Beyond 200 Nautical Miles: Approaches Taken by Coastal States Before the Commission on the Limits of the Continental Shelf" in *International Maritime Boundaries* (D.A. Colson & R.W. Smith eds., 2011), p. 4143. Available at: http://scholarship.law.duke.edu/faculty_scholarship/2544

(1) 南シナ海沿岸諸国による申請と予備的情報

南シナ海の南沙諸島（スプラトリー諸島）や西沙諸島（パラセル諸島）をめぐる、沿岸諸国が領有権を主張しており、緊張が続いている。南シナ海の島々をめぐる各国の領有権の主張は、2009年5月の CLCS への申請提出期限を契機として、各国の主張の範囲が明確化したとの指摘もある¹¹。ここでは、南シナ海の沿岸国が提出した大陸棚延長申請および予備的情報を取り上げる。

① マレーシア・ベトナム共同申請

2009年5月6日、マレーシアとベトナムは南シナ海の南側エリアについて共同申請を CLCS に提出した。申請海域は、それぞれの国からの 200 海里線を超えて重複するエリアである（図 1 参照）。この共同申請の ES の中で、二国間で申請海域について未解決であること、共同申請は相対国または隣接国との境界画定に影響を及ぼさない旨述べられている。

中国は、この共同申請が、南シナ海の島に対する中国の主権、主権の権利および管轄権を侵害しているとして、CLCS が申請の審査を行わないよう要請する口上書（2009年5月7日付）を提出した。これに対し、ベトナムは、南沙諸島および西沙諸島はベトナムの領土であり、歴史的証拠と法的根拠を有しているとの口上書を提出した。マレーシアは、共同申請は条約および CLCS 手續規則にいかなる影響も及ぼさないとの立場を表明する口上書を提出した。

フィリピンは、この共同申請における申請海域にフィリピンの主張と重複する部分があること、および北ボルネオの一部を含むいくつかの島についての領有権をめぐる紛争がマレーシアとの間であることを理由として、CLCS が審査を控えるよう要請する口上書（2009年8月4日付）を提出した。これに対し、ベトナムとマレーシアはそれぞれ反論する口

¹¹ R. Beckman and T. Davenport, "CLCS submissions and claims in the South China Sea" Presentation made at the Second International Workshop "The South China Sea: Cooperation for Regional Security and Development" held on 10-12 Nov 2010, Ho Chi Minh City, Viet Nam, at <http://nghiencuubiendong.vn/en/conferences-and-seminars/second-international-workshop>